

## 議案第90号

### 南但広域行政事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、南但広域行政事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更するため、関係市と協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

養父市長 広瀬 栄

### 南但広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

南但広域行政事務組合同規約（昭和47年南但広域行政事務組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第10条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第90号 南但広域行政事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 障害福祉サービス事業所の設置及び管理</u></p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割りによって関係市に分賦する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第3条第4号に掲げる事務の土地取得に要する経費は、特別負担金としてその10分の2を朝来市に分賦し、その残りの10分の8について、その10分の3を均等割、10分の7を人口割によつて関係市に分賦する。</u></p> <p><u>(3) 第3条第10号に掲げる事務に要する経費は、兵庫県が関係市に交付した移譲事務市町交付金相当額をそれぞれ関係市に分賦する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割りによつて関係市に分賦する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第3条第10号に掲げる事務に要する経費は、兵庫県が関係市に交付した移譲事務市町交付金相当額をそれぞれ関係市に分賦する。</u></p> <p>3 (略)</p>